

交付書面への記載を省略した事項

企業集団の従業員の状況
企業集団の主要な営業所等の状況
主要な借入先
会社役員に関する事項
(責任限定契約、補償契約、役員等
賠償責任保険契約に関する事項)
社外役員に関する事項
当社の株式に関する事項
当社の新株予約権等に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保する体制
特定完全子会社に関する事項
その他
連結計算書類の注記
計算書類の注記
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

企業集団の従業員の状況

	当年度末				
	ホールセール 事業部門	リテール 事業部門	グローバル 事業部門	市場事業部門	本社管理
従業員数	8,570人	27,144人	68,699人	1,347人	17,210人

注1. 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員（当年度末9,453人）を含んでおりません。

2. 当社並びに連結される子会社及び子法人等の従業員数を記載しております。

3. それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務

リテール事業部門：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務

グローバル事業部門：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務

市場事業部門：金融マーケットに対応した業務

本社管理：上記各事業部門に属さない業務

企業集団の主要な営業所等の状況

会社名	報告セグメント	主要な営業所		店舗数
				当年度末
株式会社三井住友銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	国内	本店 東京営業部 大阪本店営業部 神戸営業部 ほか	981店
		海外	ニューヨーク支店 ほか	40店
株式会社SMBC信託銀行	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 本社管理	本店	ほか	34店
SMBC日興証券株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門 グローバル事業部門 市場事業部門 本社管理	本店	ほか	/
三井住友カード株式会社	ホールセール事業部門 リテール事業部門	東京本社 大阪本社	ほか	
SMBCコンシューマー ファイナンス株式会社	リテール事業部門	本社	ほか	
株式会社日本総合研究所	本社管理	東京本社 大阪本社	ほか	
三井住友DSアセット マネジメント株式会社	本社管理	本社	ほか	

注 それぞれの報告セグメントが担当する業務は以下のとおりであります。

ホールセール事業部門：国内の大企業及び中堅・中小企業のお客さまに対応した業務
 リテール事業部門 ：国内の個人を中心としたお客さまに対応した業務
 グローバル事業部門 ：海外の日系・非日系企業等のお客さまに対応した業務
 市場事業部門 ：金融マーケットに対応した業務
 本社管理 ：上記各事業部門に属さない業務

主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社三井住友銀行	1,675,000 百万円	— 百株	— %

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

会社役員に関する事項

(1) 責任限定契約

氏名		責任限定契約の内容の概要
門永宗之助	澤田 純	当社は、左記の社外役員との間に、会社法第427条第1項の規定により、1,000万円または同項における最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。
後藤 順子	手代木 功	
高嶋 智光	チャールズ D. レイク II	
ジェニファー ロジャーズ		

(2) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名		補償契約の内容の概要
高島 誠	中島 達	<p>当社は、会社役員が責任追及の可能性に萎縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、左記の会社役員との間に、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しております。本契約においては、会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、主として次の措置を講じております。</p> <p>(1) 会社法第430条の2第1項第1号に定める「職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用」、すなわち、弁護士費用等の争訟費用を、法令の定める範囲内において当社が補償することとしており、同項第2号に定める「職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する」ことにより生ずる損失等は、補償の対象外としております。</p> <p>(2) 当社が会社役員に対し補償金を支払った後に、その職務を行うにつき当該会社役員に悪意または重大な過失があったことを知った場合等には、当社が当該会社役員に対し補償金の全部または一部の返還を請求することとしております。</p>
工藤 禎子	安地 和之	
一色 俊宏	松ヶ崎穂波	
門永宗之助	澤田 純	
後藤 順子	手代木 功	
高嶋 智光	チャールズ D. レイク II	
ジェニファー ロジャーズ	百留 秀宗	
三上 剛	中村敬一郎	
磯和 啓雄	伊藤 文彦	
小林 喬	鮫島 夏洋	
高松 英生	馬淵 幸広	
上村 明生	永田 有広	

□ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社取締役、執行役及び執行役員 以下の当社子会社の取締役、監査役及び執行役員 ・株式会社三井住友銀行 ・株式会社SMBC信託銀行 ・SMBC日興証券株式会社 ・三井住友カード株式会社 ・株式会社日本総合研究所	当社は、役員等が責任追及の可能性に萎縮することなく、果敢な経営判断を行うことを促すため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本契約においては、被保険者が当社または当社子会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金及び争訟費用を負担することで被る損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たことまたは他の者に利益を供与したことに起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
澤田 純	NTT株式会社 取締役会長
後藤 順子	塩野義製薬株式会社 取締役 ソニーグループ株式会社 取締役 (社外役員) (社外役員)
手代木 功	塩野義製薬株式会社 代表取締役会長兼社長 CEO AGC株式会社 取締役 株式会社日本取引所グループ 取締役 (社外役員) (社外役員)
高嶋 智光	株式会社電通グループ 取締役 (社外役員)
チャールズ D. レイク II	Aflac International, Inc. 取締役社長 アフラック生命保険株式会社 代表取締役会長
ジェニファー ロジャーズ	アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社 ゼネラル・カウンセル インターナショナル 株式会社アシックス 取締役 川崎重工業株式会社 取締役 (社外役員) (社外役員)

注 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
門永宗之助	1年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 指名委員会 5 / 5回 監査委員会 15 / 15回	国際的な企業経営及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、監査委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
澤田 純	9ヵ月	取締役会 10 / 11回 指名委員会 4 / 4回 報酬委員会 5 / 5回	国際的な企業経営、IT・デジタルトランスフォーメーション及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会を委員長として主導するとともに、報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
後藤 順子	9ヵ月	取締役会 11 / 11回 監査委員会 12 / 12回 サステナビリティ委員会 2 / 2回	国際的な組織経営、金融、財務会計、リスク管理及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、サステナビリティ委員会を委員長として主導するとともに、監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
手代木 功	9ヵ月	取締役会 11 / 11回 報酬委員会 5 / 5回 リスク委員会 3 / 3回	国際的な企業経営及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、報酬委員会を委員長として主導するとともに、リスク委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
高嶋 智光	9ヵ月	取締役会 11 / 11回 指名委員会 4 / 4回 報酬委員会 5 / 5回	法務に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、指名委員会及び報酬委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
チャールズ D. レイク II	2年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 指名委員会 1 / 1回 監査委員会 15 / 15回 リスク委員会 4 / 4回	国際的な企業経営、金融、外交、国際法務及びリスク管理に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、リスク委員会を委員長として主導するとともに、指名委員会及び監査委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。
ジェニファー ロジャーズ	2年9ヵ月	取締役会 13 / 13回 報酬委員会 7 / 7回 サステナビリティ委員会 2 / 2回	国際的な企業経営、金融、国際法務、IT・デジタルトランスフォーメーション及びサステナビリティ推進に関する知見や経験をもとに、客観的な立場から取締役会の審議へ参加することに加え、報酬委員会及びサステナビリティ委員会において的確な提言や有効な意見表明を行っております。

注1. 在任期間は、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

2. 取締役 澤田純、同 後藤順子、同 手代木功、同 高嶋智光の4氏については、取締役就任後に開催された取締役会等への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9人	152	—

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 社外取締役に対する役員賞与金の支払いに係る費用はありません。

当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	9,000,000,000株
	第五種優先株式	167,000株
	第七種優先株式	167,000株
	第八種優先株式	115,000株
	第九種優先株式	115,000株
発行済株式の総数	普通株式	3,827,498,140株

(2) 当年度末株主数

普通株式	692,779名
------	----------

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,166,231 百株	16.15 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,213,410	5.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,078,425	2.82
NATSCUMCO	753,043	1.97
JP MORGAN CHASE BANK 385781	540,834	1.41
野村信託銀行株式会社（投信口）	417,142	1.09
GOVERNMENT OF NORWAY	416,815	1.09
JPモルガン証券株式会社	380,479	0.99
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	368,165	0.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	349,048	0.91

注1. 発行済株式（自己株式を除く）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について記載しております。

2. 持株数等は100株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	16人	普通株式 28,380株
社外取締役	0人	普通株式 0株

当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当ありません。

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 近藤 敬 指定有限責任社員 小澤 季広 指定有限責任社員 西 文兵衛	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 2,215百万円 うち会計監査人としての報酬等の額 414百万円	①監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人としての報酬等につき、会社法第399条第1項及び第4項に基づき同意を行っております。 ②当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんが、「うち会計監査人としての報酬等の額」には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、4,467百万円であります。なお、当該合計額には、ファンド監査の報酬を含んでおります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由があった場合には会計監査人の解任を検討するほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会社法第404条第2項第2号に基づき会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

ロ 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、SMBC Bank International plc、SMBC Bank EU AG、三井住友銀行（中国）有限公司、PT Bank SMBC Indonesia Tbk及びSMBC Americas Holdings, Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

業務の適正を確保する体制

当社は、当社における業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するために整備すべき体制を取締役会において決議し、運用しております。その概要は次のとおりです。

執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	<p>(決議内容) 執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、適切な保存及び管理を行う。</p>
	<p>(運用状況) グループ経営会議の議事録や執行役による決裁文書等の、執行役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程、情報管理規則に則り、適切な保存及び管理を行いました。</p>
当社及び当社のグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制	<p>(決議内容) ①当社のグループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、リスク管理の基本的事項を統合リスク管理規程として定め、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。 ②当社のグループ全体のリスク管理の基本方針は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得る。 ③グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署は、前項において承認されたグループ全体のリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。</p>
	<p>(運用状況) 統合リスク管理規程を整備しており、同規程に基づき、リスク管理担当部署が、経営企画担当部署とともに、網羅的、体系的なリスク管理を行いました。また、リスク委員会規程に基づき、同委員会を4回開催し、当社の経営上特に重大な影響があると認識するリスク及びリスクアパタイト・フレームワーク（注）の実効性向上や見直しについて審議し、その結果を取締役会に4回報告いたしました。</p>
執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	<p>(決議内容) ①執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。 ②各執行役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織規程、SMFGグループ会社管理規程等を定め、これらの規程に則った役員への適切な権限委譲を行う。</p>

注 収益拡大のために取る、あるいは許容するリスクの種類・量（リスクアパタイト）を明確にし、業務運営に適切に組み込んだ経営管理の枠組み。

<p>執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p>	<p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2026年度の業務計画を取締役会で策定・決議いたしました。 ・取締役会で策定・決議した業務計画に基づき、各執行役が適切に職務の執行を行うとともに、組織規程等で権限委譲された役職員が業務運営を行いました。また、その状況について、取締役会に4回報告いたしました。
<p>当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>(決議内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス及びリスクに関する行動原則、コンプライアンス管理規程を制定し、役職員がこれを遵守する。 ②当社及び当社のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。 ③当社のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制評価規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。 ④当社及び当社のグループ会社並びにその役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。 ⑤反社会的勢力による被害を防止するため、当社のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。 ⑥利益相反管理に関する基本方針として利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当社のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。 ⑦マネー・ローンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当社のグループ全体の基本方針としてSMFGマネー・ローンダリング等防止管理規程を定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。 ⑧上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、監査委員会直属の部署として、その結果を監査委員会、グループ経営会議等に報告する。

<p>当社及び当社のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p>	<p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、取締役会でコンプライアンス・プログラムを策定し、当該プログラムに基づいて、グループベースでのコンプライアンス意識の醸成やマネー・ローディング及びテロ資金供与対策等の体制強化に努めてまいりました。当該プログラムの進捗状況については、外部有識者を含むコンプライアンス委員会で4回協議のうえ、取締役会に報告いたしました。 ・財務報告に係る内部統制評価規程等に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、監査委員会に報告いたしました。 ・SMBCグループ内部通報規則に基づき、当社のグループ全体の内部通報制度として「SMBCグループアラームライン」を設置しており、これを適切に運営いたしました。 ・利益相反管理統括部署は、利益相反管理方針に基づき、お客さまの利益を不当に害することのないよう、適切に利益相反を管理してまいりました。同方針に基づき、利益相反管理統括部署は半期ごとにモニタリングを実施し、その結果についてグループCCOに報告しておりますが、当年度において、特筆すべき事象はございませんでした。 ・内部監査担当部署は、監査委員会及び取締役会で決議したグループ内部監査規程及び年次の監査基本計画に基づき、当社各部署及びグループ会社に対する内部監査を行い、内部管理体制の適切性・有効性を検証いたしました。その結果については、監査委員会規程に基づき同委員会に4回報告し、同委員会を通じて取締役会に報告いたしました。
<p>企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>(決議内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当社のグループ全体の業務執行及び経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役会のもとにグループ経営会議を設置する。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行する。 ②当社のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、SMFGグループ会社管理規程及びコンプライアンスに関するグループ会社管理規則を定め、これらの規程に則った適切な管理を行う。

<p>企業集団における業務の適正を確保するための体制</p>	<p>③グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、グループ会社間の取引等に係る方針をSMFGグループ内取引管理規程として定め、同規程に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、監査委員会に報告を行う。</p> <p>④当社のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をSMFGグループ会社管理規程等として定め、これらの規程に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。</p> <p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社のグループ全体の業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定したうえで執行いたしました。 ・グループ会社間の取引等に係る基本原則をSMFGグループ内取引管理規則として制定しており、同規則に基づいた運営及び管理を行いました。また、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、グループ経営会議で決裁のうえ、監査委員会に報告を行うこととしておりますが、当年度において、該当する取引はございませんでした。
<p>監査委員会の職務を補助すべき使用人の体制、執行役からの独立性、監査委員会を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項</p>	<p>(決議内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員会室を設置する。 ②監査委員会室の使用人の執行役からの独立性を確保するために、監査委員会室の使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。 ③監査委員会室の使用人は、専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助するものとする。 ④監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を置くことがある。この場合、監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意を必要とする。 ⑤監査委員補佐は、必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任するなどして、当該社を監査するとともに、監査委員会の職務の執行を補佐する。 <p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員会の監査職務の遂行を補助するために、監査委員会室を設置しており、同室の使用人は専ら監査委員会の指示に基づき監査委員会の職務の執行を補助しております。当該使用人の人事評価・異動については、監査委員会の同意のもと、行われました。

<p>監査委員会の職務を補助すべき使用人の体制、執行役からの独立性、監査委員会を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員会の職務の執行を補助するために、監査委員補佐を設置しており、当該監査委員補佐は必要と認められる当社の主要なグループ会社の監査役に就任するなどして当該主要グループ会社を監査するとともに、監査委員会の職務を補佐しております。監査委員補佐の人事評価・異動については、監査委員会の同意のもと行われました。
<p>当社及び当社のグループ会社の役職員が、監査委員会に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項</p>	<p>(決議内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当社及び当社のグループ会社の役職員は、当社もしくは当社のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査委員会に対し報告する。また、当社及び当社のグループ会社の役職員は、その職務の執行について監査委員会から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。 ②当社及び当社のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等を見つけたときには、前項の監査委員会のほか、内部通報窓口へ報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査委員会に対し、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮のうえ、必要と認められるときまたは監査委員会から報告を求められたときも速やかに報告する。 ③当社及び当社のグループ会社の役職員が内部通報窓口及び監査委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、グループ内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定める。 <p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス担当部署は、監査委員会に対して、内部通報の受付・処理状況を定期的に報告いたしました。 ・ グループ内部通報規則に不利益取扱いの禁止を定め、内部通報制度を利用した役職員が不利な取扱いを受けないよう、体制を整備し運用しております。
<p>監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項</p>	<p>(決議内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①内部監査担当部署は、監査委員会直属の部署として、監査委員会に対し内部監査結果を報告する。 ②当社の内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得る。 ③監査委員会は、必要に応じて内部監査担当部署に対し指示を行い、内部監査担当部署は当該指示に基づき内部監査を実施する。 ④代表執行役は、監査委員会との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査委員会による監査機能の実効性向上に努める。

<p>監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項</p>	<p>(運用状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部監査担当部署は、監査委員会に対して内部監査結果を定期的に報告いたしました。 ・ 内部監査の基本方針・基本計画は、監査委員会及び取締役会の承認を得ました。 ・ 監査委員会は、必要に応じて、内部監査担当部署に対して具体的な指示を行っております。 ・ 代表執行役は、監査委員と4回意見交換を行い、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めました。
<p>監査委員の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項</p>	<p>(決議内容)</p> <p>当社は毎期、監査委員会の要請に基づき、監査委員が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査委員会が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要なでないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。</p> <p>(運用状況)</p> <p>監査委員による往査等の職務の執行に必要な費用については、適切な予算措置を講じました。</p>

特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 一丁目1番2号	4,613,983 <small>百万円</small>	22,576,801 <small>百万円</small>

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、定款第8条に、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項第1号の規定に基づき、取締役会の決議によって、株主との合意により自己の株式を有償で取得することができる旨を規定しております。かかる自己の株式の取得については、資本の状況、成長投資の機会等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

連結計算書類の注記

<連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記>

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

また、記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 184社

主要な会社名 株式会社三井住友銀行
株式会社SMBC信託銀行
SMBC日興証券株式会社
三井住友カード株式会社
SMBCコンシューマーファイナンス株式会社
株式会社日本総研ホールディングス
株式会社日本総合研究所
三井住友DSアセットマネジメント株式会社
SMBC Bank International plc
SMBC Bank EU AG
三井住友銀行（中国）有限公司
PT Bank SMBC Indonesia Tbk
SMBC Americas Holdings, Inc.
SMBC信用保証株式会社

CCCMKホールディングス株式会社他16社を株式取得等により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等としております。

また、5社は合併等により子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

なお、当社の連結される子法人等であるSMBCベンチャーキャピタル・マネジメント株式会社は、株式会社SMBC Edgeに商号変更しております。

(2) 非連結の子法人等

主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.

非連結の子法人等8社は投資事業組合であり、その資産及び損益は実質的に当該子法人等に帰属しないものであるため、会社計算規則第63条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子法人等の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

- (3)他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社及び子法人等としなかった当該他の会社等

主要な会社名 たまご&カンパニー株式会社
株式会社ファストノート
アクアクララ株式会社
アクアクララレモンガスホールディングス株式会社
NJT銅管株式会社
EMデバイス株式会社
シンジーテック株式会社
株式会社スターワークス

(子会社及び子法人等としなかった理由)

投資事業を営む子会社及び子法人等が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的として株式を保有し、支配を目的とはしていないことから、子会社及び子法人等として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法適用の非連結の子法人等 5社

主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.

- (2)持分法適用の関連法人等 247社

主要な会社名 三井住友ファイナンス&リース株式会社
住友三井オートサービス株式会社

YES BANK LIMITED他34社は株式取得等により、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等としております。

また、CCCMKホールディングス株式会社は連結される子会社になったことにより、東亜銀行有限公司は株式の一部売却及び役員構成に変更があったことにより、他25社は清算等により関連法人等でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

- (3)持分法非適用の非連結の子法人等

持分法非適用の非連結の子法人等8社は投資事業組合であり、その資産及び損益は実質的に当該子法人等に帰属しないものであるため、会社計算規則第69条第1項第2号により、持分法非適用としております。

- (4)持分法非適用の関連法人等

主要な会社名 Park Square Capital / SMBC Loan Programme S.à r.l.

持分法非適用の関連法人等の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

- (5)他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人等としなかった当該他の会社等

主要な会社名 ユーディーアイ確認検査株式会社
ジオメンテナンス株式会社
株式会社ユキ商事

(関連法人等としなかった理由)

投資事業を営む子会社及び子法人等が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的として株式を保有し、重要な影響力を与える事を目的としていないことから、関連法人等として取り扱っておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結される子会社である株式会社三井住友銀行の有形固定資産は、主に定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～69年

その他 2年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主に定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（5年～10年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

連結される子会社である株式会社三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができ破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、直近の経済環境やリスク要因を勘案し、過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は264,091百万円であります。

(6)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7)役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

(9)ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、SMBCグループ共通ポイントである「Vポイント」等の将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10)睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(11)利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。

(12)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。

(13)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(14)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社及び連結される子会社である株式会社三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(15)リース取引に関する収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益は、受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によって計上しております。

(16)収益の計上方法

①収益の認識方法

顧客との契約から生じる収益は、その契約内容の取引の実態に応じて、契約ごとに識別した履行義務の充足状況に基づき認識しております。

②主な取引における収益の認識

顧客との契約から生じる収益について、役務取引等収益の各項目における主な取引の内容及び履行義務の充足時期の判定は次のとおりであります。

預金・貸出業務収益には、主に口座振替に係る手数料等やシンジケートローンにおける貸付期間中の事務管理に係る手数料等が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

為替業務収益には、主に国内外の送金の手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点で収益を認識しております。

証券関連業務収益には、主に売買委託手数料が含まれております。売買委託手数料には、株式及び債券の販売手数料が含まれており、顧客との取引日の時点で収益を認識しております。

代理業務収益には、主にオンライン提携に伴う銀行間受入手数料等の代理事務手数料が含まれており、関連するサービスが提供された時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

保護預り・貸金庫業務収益には、主に保護預り品の保管料及び貸金庫・保護箱使用料が含まれており、関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

クレジットカード関連業務収益には、主に加盟店手数料が含まれており、クレジットカード売込データが到着した時点で収益を認識しております。

投資信託関連業務収益には、主に投資信託の販売及び記録管理等の事務処理に係る手数料が含まれており、顧客との取引日の時点、又は関連するサービスが提供されている期間にわたり収益を認識しております。

(17)重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

②為替変動リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

③株価変動リスク・ヘッジ

連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、その他有価証券から生じる株価変動リスクを相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

④連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、株式会社三井住友銀行以外の一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

(18)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の発現する期間にわたり均等償却しております。ただし、金額に重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。

(19)グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結される国内子会社は、グループ通算制度を適用しております。

<重要な会計上の見積りに関する注記>

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金	1,007,469百万円
-------	--------------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金は、貸出金を含むすべての債権について、自己査定基準に基づいて資産査定を実施し、債務者の信用リスクの状況に応じた債務者区分を判定した上で、次のとおり計上しております。

- ・債務者区分ごとに貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき予想損失額を見込んで計上
- ・債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる要管理先以下の債務者区分に係る債権等のうち、大口債務者に対してはキャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し計上
- ・過去実績や個社の債務者区分に反映しきれない、特定のポートフォリオにおける蓋然性の高い将来の見通しに基づく予想損失については、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を計上

これらの方法による貸倒引当金の計上については、次のような見積りの不確実性が存在するため、経営者による高度な判断が求められます。

- ・債務者区分判定における将来予測情報を含む定性的要因の勘案
- ・DCF法における個別の将来キャッシュ・フローの合理的な見積り
- ・直近の経済環境やリスク要因を踏まえた将来の見通しに基づく予想損失の見積り手法と対象となるポートフォリオの決定

これらは経済環境等の変化によって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度の貸倒引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(注) 中東情勢悪化の影響、海外におけるインフレ等の影響及びウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響を踏まえた貸倒引当金の見積りについては<追加情報>をご参照ください。

2. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

有形固定資産	1,074,673百万円
無形固定資産	1,151,037百万円
減損損失	4,496百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(資産のグルーピング)

当社の連結される子会社である株式会社三井住友銀行においては、土地、建物等については各営業拠点でグルーピングの最小単位とし、無形固定資産や本店等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産を共用資産としております。なお、共用資産のうち各業務部門単独での使用が合理的に特定できる固定資産については、各業務部門の共用資産とし、関連する他の固定資産を含む業務部門単位で減損判定を実施しております。その他の共用資産については、全社単位で減損判定を実施しております。

(減損の兆候の識別、認識要否の判定及び測定)

減損の兆候がある固定資産については、減損損失の認識要否の判定を行い、認識が必要となった場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額には、固定資産の時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と、固定資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれるキャッシュ・フローの現在価値である使用価値のいずれかを使用しております。

減損損失の認識要否の判定及び使用価値の算出に使用する将来のキャッシュ・フロー、成長率については、経営者の見限りや判断、市場成長率等に基づき決定しており、使用価値の算出に使用する割引率については、市場金利やその他の市場環境に基づき決定しておりますが、これらは金融経済環境等の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 金融商品の時価評価

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

＜金融商品に関する注記＞に記載しております。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

＜金融商品に関する注記＞に記載しております。

4. 利息返還損失引当金

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

利息返還損失引当金 226,742百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

利息返還損失引当金は、利息制限法の定める上限を超える利率で貸し出していた顧客からの利息返還請求に備えて、将来の返還請求額の見込みをもとに計上しております。

将来の返還請求額の見込みは、顧客からの返還請求件数、返還金額等の過去の実績等を用い、一定の仮定のもと算出しております。今後の顧客からの返還請求の動向が、翌連結会計年度の利息返還損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 退職給付費用及び退職給付債務

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

退職給付に係る資産 1,299,540百万円

退職給付に係る負債 34,317百万円

営業経費等に含まれる退職給付費用 △66,546百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

従業員の確定給付制度に係る退職給付費用及び退職給付債務は、割引率、退職率、将来の昇給率などの様々な仮定に基づき計上しております。

割引率は日本国債の利回り、退職率や将来の昇給率などの指標については過去の実績や直近の見通しに基づき決定しております。これらの決定にあたっては、経営者の高度な判断が求められ、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の退職給付費用、退職給付債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 繰延税金資産

(1)当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

繰延税金資産 109,614百万円

繰延税金負債 619,716百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収または支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上しており、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示しております。

なお、そのうち繰延税金資産の回収可能性については、一時差異等のスケジューリングや課税所得を合理的に見積もって判断しておりますが、一時差異等のスケジューリングが変更になった場合や課税所得が見積りを下回ることとなった場合、または法人税率の引き下げ等の税制改正がなされた場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

<追加情報>

1. 中東情勢悪化の影響に係る貸倒引当金の見積りについて

米国・イスラエルとイラン間の紛争に伴うホルムズ海峡の事実上の封鎖等により、グローバルな資源・エネルギー価格の高騰や中東からの原油等の輸送停滞等が生じる中、これらの影響を受けやすいと考えられる企業の信用状況が悪化する懸念があることを踏まえ、当該影響に係る貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結計算書類に反映しております。

債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。

また、個社の債務者区分に反映しきれない予想損失については、上述の影響を受けやすいと考えられるポートフォリオを国・地域、業種等の観点から特定し、資源・エネルギー価格の高騰や中東からの原油等の輸送停滞等が及ぼす影響を見積もり、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。この結果、当該ポートフォリオに対して追加的に合計29,500百万円の貸倒引当金を計上しております。

2. 海外におけるインフレ等の影響に係る貸倒引当金の見積りについて

米国の関税措置やそれに伴うサプライチェーンへの影響を背景としたインフレ等による事業環境の不確実性の高まりに伴い、企業のコスト負担及び資金繰りの悪化等が生じる懸念があることを踏まえ、当該影響に係る貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結計算書類に反映しております。

債務者の業績や資金繰りの悪化等、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。

また、個社の債務者区分に反映しきれない予想損失については、上述の影響を受けやすいと考えられるポートフォリオを国・地域、業種、貸出形態等の観点から特定し、海外におけるインフレ等が及ぼす影響を見積もり、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。この結果、当該ポートフォリオに対して追加的に合計60,000百万円の貸倒引当金を計上しております。

3. ウクライナをめぐる現下の国際情勢の影響に係る貸倒引当金の見積りについて

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に起因する不透明な事業環境を踏まえたロシア関連与信に対する貸倒引当金の見積りについて、次の方法により連結計算書類に反映しております。なお、当該与信は主に同国法人顧客に関するものであります。

各国政府による経済制裁やロシア政府による対抗措置等を踏まえ、個別の債務者に関連して発生することが予想される損失については、入手可能な直近の情報に基づき、必要に応じて債務者区分の見直しを行うことにより貸倒引当金に計上しております。加えて、ロシアの政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当金として貸倒引当金に計上しております。

あわせて、在ロシア顧客からの債権回収額を含む一部の資金については、ロシア大統領令及びロシア中銀の指示により、国外送金による回収が困難な状況が長期化していることを受け、当該対抗措置が及ぼす影響を見積もり、総合的な判断を踏まえて必要と認められる金額を貸倒引当金に計上しております。この結果、当該資金に対して追加的に合計64,000百万円の貸倒引当金を計上しております。

4. SMBC MANUBANKの事業売却等に係る特別損失の計上について

当社が子会社の決算日（2025年12月末）の財務諸表により連結している子会社であるSMBC MANUBANK（以下、「MANUBANK」という。）は、2026年3月31日、同社のコマーシャルバンキング事業をBank of Hopeに売却する（以下、「本事業譲渡」という。）ことについて合意いたしました。

(1)事業分離の概要

①分離先企業の名称

Bank of Hope

②分離する事業の内容

MANUBANKにおけるコマーシャルバンキング事業

③事業分離を行う主な理由

当社は、資本効率の向上を通じた株主価値の最大化を重要な経営課題として掲げており、米州事業においては、グローバルCIBビジネスおよびグローバルマーケット事業を中核とした事業ポートフォリオの高度化を目指しています。この方針のもと、さらなる経営資源の選択と集中を進める観点から、米国のカリフォルニア州を中心にホールセール・リテール向け商業銀行ビジネスを行ってきたMANUBANKのコマーシャルバンキング事業の持続的な成長およびお客さまへのサービス提供を将来にわたり確保するためには、Bank of Hopeのもとでの事業運営が望ましいとの判断に至り、本事業譲渡を決定いたしました。

④事業分離日（※）

2026年度中の完了を予定

⑤事業分離の法的形式

金銭を対価とする事業譲渡

(※) 本事業譲渡の実行は、関係当局の承認その他取引実行のための前提条件が満たされることを条件としています。

(2)分離する事業が含まれている主な報告セグメントの名称

グローバル事業部門

なお、MANUBANKは、当社の連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、2025年1月1日から12月31日までの損益計算書及び12月31日時点の貸借対照表を当社の連結財務諸表に含めておりますが、コマーシャルバンキング事業における売却予定の貸出金に係る評価損等及びデジタルバンキング事業撤退に係る損失等をその他の特別損失として計上しております。

<連結貸借対照表に関する注記>

1. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式並びに「特定取引資産」中の商品有価証券に合計194,238百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は14,623,977百万円、再貸付けに供している有価証券は104,266百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは14,279,097百万円であります。
4. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	90,585百万円
危険債権額	778,253百万円
要管理債権額	480,468百万円
三月以上延滞債権額	70,612百万円
貸出条件緩和債権額	409,855百万円
小計額	1,349,307百万円
正常債権額	137,161,712百万円
合計額	138,511,020百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は857,856百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	20,123百万円
特定取引資産	2,914,393百万円
有価証券	8,725,601百万円
貸出金	9,118,237百万円

担保資産に対応する債務

売現先勘定	10,433,964百万円
債券貸借取引受入担保金	694,498百万円
借入金	6,278,601百万円
社債	648,530百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金18,293百万円、特定取引資産75,493百万円、有価証券8,172,931百万円、貸出金1,279,103百万円を差し入れております。

また、国債の銘柄後決め方式G C レポ取引による差し入れを行っている特定取引資産は1,102,236百万円、有価証券は128,544百万円であります。

なお、その他資産には、金融商品等差入担保金2,456,251百万円、保証金77,341百万円、先物取引差入証拠金71,328百万円及びその他の証拠金等76,688百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は99,501,918百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが63,180,940百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 連結される子会社である株式会社三井住友銀行は、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結される子会社である株式会社三井住友銀行

1998年3月31日及び2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結される子会社である株式会社三井住友銀行

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 879,580百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 49,262百万円

11. 借入金には、劣後特約付借入金157,000百万円が含まれております。

12. 社債には、劣後特約付社債3,980,778百万円が含まれております。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は789,072百万円であります。

14. ストック・オプションに関する事項は下記のとおりであります。

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)当社

①ストック・オプションの内容

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
付与対象者の区分 及び人数(人)	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 69	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 71	当社の取締役 9 当社の監査役 3 当社の執行役員 3 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 67
ストック・オプション の数(株)(注)	普通株式 307,800	普通株式 804,600	普通株式 841,500	普通株式 347,100
付与日	2010年8月13日	2011年8月16日	2012年8月15日	2013年8月14日
権利確定条件	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点
対象勤務期間	2010年6月29日から 2010年度に関する定時 株主総会終結時まで	2011年6月29日から 2011年度に関する定時 株主総会終結時まで	2012年6月28日から 2012年度に関する定時 株主総会終結時まで	2013年6月27日から 2013年度に関する定時 株主総会終結時まで
権利行使期間	2010年8月13日から 2040年8月12日まで	2011年8月16日から 2041年8月15日まで	2012年8月15日から 2042年8月14日まで	2013年8月14日から 2043年8月13日まで

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
付与対象者の区分 及び人数(人)	当社の取締役 10 当社の監査役 3 当社の執行役員 2 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 67	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 4 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 68	当社の取締役 8 当社の監査役 3 当社の執行役員 5 株式会社三井住友 銀行の取締役、監 査役及び執行役員 73
ストック・オプション の数(株)(注)	普通株式 365,700	普通株式 397,200	普通株式 603,600
付与日	2014年8月15日	2015年8月18日	2016年8月15日
権利確定条件	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点	当社及び株式会社三井 住友銀行の取締役、監 査役及び執行役員のい ずれの地位をも喪失し た時点
対象勤務期間	2014年6月27日から 2014年度に関する定時 株主総会終結時まで	2015年6月26日から 2015年度に関する定時 株主総会終結時まで	2016年6月29日から 2016年度に関する定時 株主総会終結時まで
権利行使期間	2014年8月15日から 2044年8月14日まで	2015年8月18日から 2045年8月17日まで	2016年8月15日から 2046年8月14日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2024年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で実施した株式分割の影響を考慮した株式数を記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数 (注)

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	4,200	4,200	2,100	1,200
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	4,200	4,200	2,100	1,200
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	57,900	214,200	246,000	77,400
権利確定	4,200	4,200	2,100	1,200
権利行使	21,900	24,000	16,800	27,600
失効	—	—	—	—
未行使残	40,200	194,400	231,300	51,000

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	22,500	33,000	69,900
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	4,200	32,400	39,300
未確定残	18,300	600	30,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	51,300	33,600	46,200
権利確定	4,200	32,400	39,300
権利行使	16,500	18,900	44,100
失効	—	—	—
未行使残	39,000	47,100	41,400

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2024年9月30日を基準日、10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で実施した株式分割の影響を考慮した株式数を記載しております。

単価情報

決議年月日	2010年7月28日	2011年7月29日	2012年7月30日	2013年7月29日
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	4,668	4,802	4,467	4,051
付与日における 公正な評価単価 (円)	738	624	681	1,386

決議年月日	2014年7月30日	2015年7月31日	2016年7月26日
権利行使価格 (円)	1	1	1
行使時平均株価 (円)	4,862	3,416	3,520
付与日における 公正な評価単価 (円)	1,220	1,635	937

③ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(2)連結される子会社であるSMBC Wevox株式会社

①ストック・オプションの内容

決議年月日	2024年3月13日
付与対象者の区分 及び人数(人)	取締役 2
ストック・オプション の数(株)(注)	普通株式 40
付与日	2024年3月13日
権利確定条件	<p>(イ) 新株予約権の行使に際しては、SMBC Wevox株式会社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要し、新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、以下の各号の期間及び割合のとおり行使することができる。</p> <p>(a) 上場日からその3年後の応当日(当日を含む)まで 新株予約権者が割当を受けて引き受けた新株予約権の50%</p> <p>(b) 上場日の3年後の応当日の翌日(当日を含む)以降 新株予約権者が割当を受けて引き受けた新株予約権の全て</p> <p>(ロ) 新株予約権者は、新株予約権の付与時から行使時まで継続して、SMBC Wevox株式会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(ハ) SMBC Wevox株式会社の普通株式が、日本国内の金融商品取引所に上場された後、上場廃止になった場合、新株予約権者は新株予約権を行使することができない。</p> <p>(ニ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が新株予約権を行使することができない。但し、取締役会が認めた場合は、相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ホ) 新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年(暦年)においても、新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計額が、年間1,200万円(租税特別措置法の改正により変更された場合は、変更後の額)を超える新株予約権の行使はできない。</p> <p>(ヘ) その他の条件については、取締役会決議に基づき、SMBC Wevox株式会社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	定めがない
権利行使期間	2027年3月14日から2034年3月13日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況
 スtock・オプションの数（注）

決議年月日	2024年3月13日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	40
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	40
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

（注）株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2024年3月13日
権利行使価格（円）	100,000
行使時平均株価（円）	—
付与日における 公正な評価単価（円）	—

③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、SMBC Wevox株式会社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定した価格を用いております。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

⑤ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(イ)当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円

(ロ)当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

(3)連結される子会社であるSMBCリーガルX株式会社

①ストック・オプションの内容

決議年月日	2025年11月28日
付与対象者の区分 及び人数 (人)	取締役 2
ストック・オプション の数 (株) (注)	普通株式 2,060,000
付与日	2025年11月28日
権利確定条件	(イ) 本新株予約権の行使に際しては、SMBCリーガルX株式会社の普通株式が日本国内の金融商品取引所に上場していることを要する。 (ロ) 新株予約権者は、本新株予約権の付与時から行使時まで継続して、SMBCリーガルX株式会社、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及びその関係会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。 (ハ) SMBCリーガルX株式会社の普通株式が、日本国内の金融商品取引所に上場された後、上場廃止になった場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができない。 (ニ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人が本新株予約権を行使することができない。但し、取締役会が認めた場合は、相続人は本新株予約権を行使することができる。 (ホ) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2及びこれに関連する政令・通達等に定める要件を満たす限りにおいて、当該新株予約権を行使することができるものとし、かつ、年間の行使価額が、同法等により定められる限度額を超える行使は行わない。 (ヘ) その他の条件については、取締役会決議に基づき、SMBCリーガルX株式会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
対象勤務期間	定めがない
権利行使期間	2027年11月29日から2040年11月28日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況
 スtock・オプションの数 (注)

決議年月日	2025年11月28日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	2,060,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	2,060,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2025年11月28日
権利行使価格 (円)	100
行使時平均株価 (円)	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—

③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、SMBCリーガルX株式会社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定した価格を用いております。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

⑤ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(イ)当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円

(ロ)当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

(4)連結される子会社であるQUADRAC株式会社

①ストック・オプションの内容

決議年月日	2024年7月12日		2024年7月12日		2025年3月25日		2025年9月30日	
付与対象者の区分 及び人数(人)	取締役 従業員	2 7	取締役 従業員	2 37	取締役 従業員	2 51	従業員	14
ストック・オプション の数(株)(注)	普通株式	4,046	普通株式	2,500	普通株式	6,900	普通株式	1,500
付与日	2024年7月12日		2024年7月12日		2025年3月25日		2025年10月1日	
権利確定条件	<p>(イ) 本新株予約権の保有者(以下、「本新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当後、QUADRAC株式会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合、当該喪失日以降本新株予約権を行使することができない。ただし、(a) 本新株予約権者が、QUADRAC株式会社から退任または退職した後直ちにQUADRAC株式会社の取締役、執行役員または従業員として再任または再雇用された場合(QUADRAC株式会社の取締役会において別途決議した場合を除く。)、また、(b) 任期満了による退任、定年退職、再雇用期間の満了による退職、その他QUADRAC株式会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、上記「QUADRAC株式会社の取締役、執行役員または従業員の地位を喪失した場合」に該当しないものとする。</p> <p>(ロ) 本新株予約権者が死亡した場合、QUADRAC株式会社取締役会が認める本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を承継することができる。当該相続人は、QUADRAC株式会社と本新株予約権者との間で締結する本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の定めに従うことを条件に本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(ハ) 本新株予約権の行使によって、QUADRAC株式会社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(ニ) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>(ホ) 本新株予約権は、QUADRAC株式会社の株式が、株式公開された場合に限り行使することができる。</p> <p>(ヘ) 前号の規定にかかわらず、株式の発行または譲渡、組織再編その他の取引でQUADRAC株式会社が当事者または対象会社となる取引であり、かかる取引が実行された後において他社がQUADRAC株式会社の総株主の議決権の過半数(その関係会社または親族が保有する分を含む。)を取得することとなる取引がなされる場合であって、当該取引の直前時点で合計でQUADRAC株式会社普通株式の過半数を保有する株主から新株予約権者に対して本新株予約権を行使しての当該取引への参加の要請があった場合、新株予約権者は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、全ての本新株予約権を行使することができるものとする。</p>							
対象勤務期間	定めがない							
権利行使期間	2026年7月13日から 2034年7月12日まで		2026年7月13日から 2034年7月12日まで		2027年3月26日から 2035年3月25日まで		2027年10月1日から 2035年9月30日まで	

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況
 スtock・オプションの数 (注)

決議年月日	2024年7月12日	2024年7月12日	2025年3月25日	2025年9月30日
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	4,046	2,500	6,900	—
付与	—	—	—	1,500
失効	—	150	300	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	4,046	2,350	6,600	1,500
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	2024年7月12日	2024年7月12日	2025年3月25日	2025年9月30日
権利行使価格 (円)	19,715	19,715	19,715	19,715
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与日時点において、QUADRAC株式会社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、DCF法により算定した価格を用いております。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

⑤ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(イ)当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円

(ロ)当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

<連結損益計算書に関する注記>

1. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. その他の経常収益には、株式等売却益521,130百万円を含んでおります。
4. その他の経常費用には、貸出金償却176,232百万円を含んでおります。
5. その他の特別損失は、米州銀行子会社売却関連損失46,112百万円を含んでおります。
6. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

	主な用途		種類	減損損失額
首都圏	遊休資産	63物件	土地、建物等	2,074百万円
	共用資産	3物件		175百万円
近畿圏	遊休資産	27物件	土地、建物等	897百万円
国内その他	遊休資産	14物件	土地、建物等	190百万円
—	—	—	ソフトウェア等	1,158百万円

土地、建物等について、継続的な収支の管理・把握をしている各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。無形固定資産や本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の本部拠点の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は全社的な資産として共用資産としております。なお、当社の連結される子会社である株式会社三井住友銀行等の子会社では、管理会計上の枠組みを活用し、共用資産のうち各業務部門単独での使用が合理的に認められる固定資産については各業務部門の共用資産として特定した上で、関連する他の固定資産を含む業務部門単位で減損判定を実施しております。

遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。遊休資産について、投資の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は主として正味売却価額により算出しており、正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

<連結株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,884,445,458	513,282	57,460,600	3,827,498,140	(注) 1, 2
合 計	3,884,445,458	513,282	57,460,600	3,827,498,140	
自己株式					
普通株式	10,651,848	57,636,578	57,656,307	10,632,119	(注) 3, 4, 5
合 計	10,651,848	57,636,578	57,656,307	10,632,119	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加513,282株は、株式報酬としての新株式発行によるものであります。
 2. 普通株式の発行済株式総数の減少57,460,600株は、自己株式の消却によるものであります。
 3. 普通株式の自己株式の増加57,636,578株は、単元未満株式の買取り及び株式報酬に係る特定譲渡制限付株式の無償取得による増加22,978株、従業員向け株式交付信託の当社株式の取得153,000株並びに自己株式の取得による増加57,460,600株であります。
 4. 普通株式の自己株式の減少57,656,307株は、単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少170,507株、従業員向け株式交付信託の当社株式の交付及び売却による減少25,200株並びに自己株式の消却による減少57,460,600株であります。
 5. 当連結会計年度の普通株式の自己株式数10,632,119株には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式574,500株が含まれております。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプション としての新株予約権					594		
	合 計					594		

4. 配当に関する事項

(1)当連結会計年度中の配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	240,202	62	2025年3月31日	2025年6月30日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	300,089	78	2025年9月30日	2025年12月2日

- (注) 1. 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金27百万円を含んでおります。
 2. 2025年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金45百万円を含んでおります。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	301,577	利益剰余金	79	2026年3月31日	2026年6月29日

(注) 2026年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金45百万円を含んでおります。

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループでは、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、コンシューマーファイナンス業務、システム開発・情報処理業務などの金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

当社グループでは、これらの事業において、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借入金、社債等による資金調達を行っております。また、顧客のヘッジニーズに対応する目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的（以下、「ALM目的」）や、金利・通貨等の相場の短期的な変動を利用して利益を得る目的（以下、「トレーディング目的」）で、デリバティブ取引を行っております。なお、当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行では、ALM目的の取引は市場資金部、及び市場運用部、トレーディング目的の取引は市場営業部（アジア・大洋州地域においてはALM目的・トレーディング目的共にアジア・大洋州トレジャリー部、欧阿中東地域においてはALM目的・トレーディング目的共に欧州トレジャリー部、米州地域においてはALM目的・トレーディング目的共に米州トレジャリー部）が行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当社グループが保有する主な金融資産は、国内外の法人向けや国内の個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券や国内外の株式等の有価証券であります。国債等の債券につきましては、ALM目的のほか、トレーディング目的、満期保有目的等で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替、株価等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

②金融負債

当社グループが負う金融負債には、預金のほか、借入金、社債等が含まれます。預金は、主として国内外の法人と国内の個人預金であり、借入金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③デリバティブ取引

当社グループで取り扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利、通貨、株式、債券、商品に係る先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引及びクレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

なお、ALM目的で取り組むデリバティブ取引につきましては、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等につきましては、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「統合リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としており、グループ各社においては、この基本方針に基づき、業務の特性に応じたリスク管理体制を構築しております。

また、グループ全体のリスクを一元的に把握・管理し、適切なリスク管理を実施するために、グループCROを設置しており、戦略上重要なグループ会社のリスク管理担当役員をメンバーとするグループCRO会議等を通じて、グループ全体のリスク管理に関する情報共有と体制強化を図っております。

①信用リスクの管理

当社においては、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統合的に管理すること、個別与信や与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的かつ経常的に管理することなどに関する基本原則を定め、グループ全体の信用リスク管理の徹底を図っております。

(イ)信用リスクの管理体制

当社では、グループCROが「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、信用リスク管理の基本方針を毎年策定し管理しております。投融資企画部は、グループクレジットポリシー等の信用リスク関連規程の企画及び管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しております。また、グループ全体の与信ポートフォリオ等について協議する機関として「信用リスク委員会」を設置しております。

当社の主要な連結される子会社である株式会社三井住友銀行におきましては、リスク管理部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程、稟議規程の制定及び改廃、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオの管理等、信用リスクの管理・運営を統括するとともに、リスク統括部及びリスク情報部と協働して、信用リスクの計量化（リスク資本、リスクアセットの算定）を行い、銀行全体の信用リスク量の管理を行っております。

また、投融資企画部では、クレジットデリバティブや貸出債権の売却等を通じて与信ポートフォリオの安定化に努めております。

各所管審査部は営業店と連携し、与信案件の審査、与信ポートフォリオの管理等を行っております。与信の実行権限は、与信先の格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っております。また、融資管理部が、主に破綻懸念先以下に区分された与信先に対する債権の圧縮のための方策の立案、実施に努めているほか、企業調査部が、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じて主要与信先の実態把握や信用悪化懸念先の早期発見に努めております。

更に、機動的かつ適切なリスクコントロール並びに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として、各部門を横断する「信用リスク委員会」を設置しております。

なお、当社では、各部門から独立した監査部門が、定期的に、資産内容の健全性、格付・自己査定の正確性、信用リスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)信用リスクの管理方法

当社では、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、内部格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持・改善を図るため、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

・自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするため、健全性を表すリスクアペタイト指標である全体リスク資本について各事業部門のリスクアペタイト、ポートフォリオ計画を踏まえた上で許容できるリスク量の上限を設定し、その内訳として信用リスク資本のモニタリングを行っております。

・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に当社の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の業種に過度の信用リスクが集中しないように管理を行うとともに、大口与信先に対する上限基準値の設定や重点的なローンレビューの実施等を行っております。また、各国の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施しております。

・企業実態把握の強化とリスクに見合った収益の確保

企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正な収益を確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト、資本コスト及び経費控除後収益の改善に取り組んでおります。

・問題債権の発生抑制・圧縮

問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権につきましては、ローンレビュー等により対応方針やアクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

なお、一部のファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産（裏付資産）のリスクを保有する商品は、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに市場リスク・市場流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しております。こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等につきましては、市場リスク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しております。また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しております。

デリバティブ取引の信用リスクにつきましては、時価に基づく信用リスク額を定期的に算出し、適切に管理しております。取引の相手方が取引を頻繁に行う金融機関である場合には、倒産等により取引相手が決済不能となった場合に各種の債権債務を一括清算することが可能となる一括清算ネットリング契約を締結するなど、信用リスクを抑制する運営を行っております。

②市場リスク・流動性リスクの管理

当社においては、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント、ミドル、バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確認することなどを基本原則として、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理を行っております。

(イ)市場リスク・流動性リスクの管理体制

当社では、グループ経営会議で決定する「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク枠等の重要な事項を決定し管理しております。また、原則年4回開催されるALM会議にて、市場リスク・流動性リスク管理の状況報告及びALM運営方針の審議等を行い、市場取引を行う事業部門から独立した前記のリスク統括部及びリスク情報部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しております。同部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的にグループ経営会議及び監査委員会等に報告を行っております。さらに、月次でALM委員会を開催し、市場リスク・流動性リスクの枠の遵守状況の報告及びALM運営方針の審議等を行っております。

なお、各部門から独立した監査部が、定期的に、これらのリスク管理体制の適切性についての内部監査を行い、グループ経営会議や監査委員会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ)市場リスク・流動性リスクの管理方法

・市場リスクの管理

市場取引に関する業務運営方針等に基づき、自己資本等を勘案して定める「リスク資本」の範囲内で、「VaR (バリュー・アット・リスク：対象金融商品が、ある一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額)」や損失額の上限値を設定し、市場リスクを管理しております。

なお、VaRの計測にはヒストリカル・シミュレーション法（過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成して損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法）を採用しております。バンキング業務（貸出金・債券等の資産、預金等の負債に係る金利・期間等のコントロールを通じて利益を得る市場業務）及びトレーディング業務（市場価格の短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得る市場業務）につきましては、4年間のデータに基づき、1日の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。政策投資株式（上場銘柄等）の保有につきましては、10年間のデータに基づき、1年の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。

また、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなど市場リスクの各要素につきましては、「BPV (ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」など、各要素のリスク管理に適した指標に対して上限値を設定し、管理しております。

- ・市場リスクに係る定量的情報

当連結会計年度末日における株式会社三井住友銀行及びその他の主要な連結される子会社及び子法人等のVaRの合計値は、バンキング業務で893億円、トレーディング業務で79億円、政策投資株式（上場銘柄等）の保有で13,375億円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。また、当連結会計年度においては、当社グループのリスクプロファイルをより適切に反映させることを目的として、VaR計算方法の見直しを行っています。

- ・流動性リスクの管理

当社では、「リスクアパタイト指標の管理水準の設定」及び「コンティンジェンシープランの策定」の枠組みで資金流動性リスクを管理しております。リスクアパタイト指標とは、テイクするあるいは許容するリスクの種類を選定して、その水準を定量的に表した指標であり、指標の一つとして、預金流出等のストレス状況下においても資金繰りを維持することが可能な日数に下限を設定し、その指標に抵触しないように調達手段の確保に努めていくことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避しております。加えて、緊急時に備えて指示・報告系統やアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。

また、市場性商品やデリバティブ取引等に係る市場流動性リスクにつきましては、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別の取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等につきましては、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定するなどの管理を行っております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（(4)参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	78,579	423,424	502,003
特定取引資産	5,351,325	1,473,182	7,862	6,832,370
金銭の信託	—	36,902	—	36,902
有価証券				
その他有価証券	19,324,943	13,362,610	2,194	32,689,748
資産計	24,676,268	14,951,275	433,480	40,061,025
特定取引負債				
売付商品債券	3,793,686	336,904	—	4,130,590
負債計	3,793,686	336,904	—	4,130,590
デリバティブ取引 (注) 1、2				
金利関連取引	10,604	(645,499)	6,509	(628,384)
通貨関連取引	(12,317)	(431,288)	35,172	(408,434)
株式関連取引	20,268	(1,515)	3,091	21,845
債券関連取引	(1,956)	(177)	—	(2,134)
商品関連取引	1,444	(1,606)	—	(162)
クレジット・デリバティブ取引	—	(6,540)	3,819	(2,721)
デリバティブ取引計	18,043	(1,086,628)	48,593	(1,019,991)

(注) 1. 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目につきましては、()で表示しております。

2. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は (1,846,621) 百万円であります。

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金、コマーシャル・ペーパー、短期社債、信託勘定借は、短期間で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区 分	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権 (注)	—	—	5,636,936	5,636,936	5,573,654	63,282
有価証券						
満期保有目的の債券	4,394,246	82,419	—	4,476,665	4,655,314	△178,649
貸出金					117,629,215	
貸倒引当金 (注)					△619,596	
	—	—	118,242,352	118,242,352	117,009,618	1,232,733
リース債権及び リース投資資産 (注)	—	—	230,908	230,908	231,028	△120
資産計	4,394,246	82,419	124,110,197	128,586,862	127,469,616	1,117,246
預金	—	185,735,328	—	185,735,328	185,674,241	61,087
譲渡性預金	—	15,629,728	—	15,629,728	15,667,132	△37,403
借入金	—	9,273,276	79,164	9,352,441	9,370,996	△18,555
社債	—	12,705,278	2,333,940	15,039,218	15,369,164	△329,945
負債計	—	223,343,613	2,413,104	225,756,717	226,081,534	△324,816

(注) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(3)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権につきましては、倒産確率、倒産時の損失率、及び期限前償還率を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、裏付資産の住宅ローン債権の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引につきましては、原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル3に分類しております。

特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券につきましては、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。市場の活発性に基づき主にレベル1に分類し、取引金融機関が提示する価格や、金利やスプレッド等の観察可能なインプットを用いて将来キャッシュ・フローを割り引いて算定した価額をもって時価としているものにつきましては、レベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

有価証券

原則として、株式（外国株式、上場投資信託を含む）につきましては当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1に分類しております。株式以外の市場価格のある有価証券につきましては、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としており、主に国債等はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

市場価格のない私募債等につきましては、与信先の倒産確率や倒産時の損失率等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の私募債等につきましては、貸出金と同様に、当該債券の帳簿価額から貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。市場価格のない投資信託につきましては、基準価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル2に分類しております。

貸出金、リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、返済期限の定めのない当座貸越等につきましては、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、残存期間が短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が長期の取引につきましては、原則として、与信先の倒産確率や倒産時の損失率等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の調整を加えたレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結される子会社及び子法人等においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等につきましては、貸倒見積高を担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額、又は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値等に基づいて算定していることから、時価は連結貸借対照表計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

負債

特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等につきましては、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、主にレベル1に分類しております。

預金、譲渡性預金

これらの取引のうち要求払預金、満期のない預り金等につきましては、帳簿価額を時価とみなしております。また、残存期間が短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が長期の取引につきましては、原則として、将来キャッシュ・フローの見積額を、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

借入金、社債

残存期間が短期の取引につきましては、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が長期の取引につきましては、将来キャッシュ・フローの見積額を、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

また、業界団体等より価格が公表されている取引につきましては、公表されている価格や利回りの情報等を基に算定した価額をもって時価としております。

これらの取引につきましては、主にレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

取引所取引につきましては、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引につきましては、金利、外国為替相場、株価、商品価格等のインプットを用いて、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した価額をもって時価としております。

また、店頭取引につきましては、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスク、無担保資金調達に対する流動性リスクを調整しております。取引所取引につきましては、主にレベル1、店頭取引のうち観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットの影響が重要でない場合につきましては、レベル2としております。また、重要な観察できないインプットを用いている場合につきましては、レベル3としております。

(4)市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次の通りであります。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「特定取引資産」、「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2026年3月31日現在)
市場価格のない株式等（注）1、2	315,001
組合出資金等（注）2	575,131

- (注) 1. 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
 2. 非上場株式等及び組合出資金等について、当連結会計年度において36,203百万円減損処理を行っております。

<収益認識に関する注記>

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度
経常収益	10,790,853
うち役務取引等収益	2,110,110
預金・貸出業務	368,608
為替業務	165,492
証券関連業務	302,623
代理業務	8,293
保護預り・貸金庫業務	3,638
保証業務	95,949
クレジットカード関連業務	515,672
投資信託関連業務	223,805
その他	426,026

(注) 預金・貸出業務は主にホールセール事業部門及びグローバル事業部門から、為替業務は主にホールセール事業部門、リテール事業部門及びグローバル事業部門から、証券関連業務は主にホールセール事業部門、リテール事業部門及びグローバル事業部門から、クレジットカード関連業務は主にリテール事業部門から、投資信託関連業務は主にリテール事業部門及び本社管理等から発生しております。なお、上表には「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)に基づく収益も含んでおります。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たりの純資産額	4,135円71銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益	411円97銭

計算書類の注記

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法、ただし市場価格のない株式については移動平均法による原価法により処理しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

主に定額法を採用しております。

(2)無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ）に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

6. グループ通算制度の適用

当社を通算親会社として、グループ通算制度を適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 5,957百万円
- 劣後特約付貸付金
1年内回収予定の関係会社長期貸付金及び関係会社長期貸付金は、劣後特約付貸付金であります。
- 劣後特約付社債
1年内償還予定の社債及び社債には、劣後特約付社債3,909,798百万円が含まれております。
- 劣後特約付借入金
長期借入金には、劣後特約付借入金102,000百万円が含まれております。
- 保証債務
株式会社三井住友銀行のドイツ国内の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して272,902百万円の保証を行っております。
- 関係会社に対する短期金銭債権 2,601,435百万円
関係会社に対する長期金銭債権 12,609,927百万円
関係会社に対する短期金銭債務 1,680,751百万円

<損益計算書に関する注記>

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 関係会社との取引高
営業収益 1,430,526百万円
営業費用 10,725百万円
営業取引以外の取引高 28,829百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

- 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 当社の自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	10,651,848	57,636,578	57,656,307	10,632,119	(注)1、2、3
合計	10,651,848	57,636,578	57,656,307	10,632,119	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加57,636,578株のうち、57,460,600株は自己株式の取得によるもの、22,978株は単元未満株式の買取り及び株式報酬に係る特定譲渡制限付株式の無償取得によるもの、153,000株は従業員向け株式交付信託の当社株式の取得によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の減少57,656,307株のうち、57,460,600株は自己株式の消却によるもの、25,200株は従業員向け株式交付信託の当社株式の売却・交付によるもの、170,507株は単元未満株式の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。
3. 当事業年度末の普通株式の自己株式数10,632,119株には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式574,500株が含まれております。

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式	971,004百万円
その他	28,538百万円
繰延税金資産小計	999,542百万円
評価性引当額	△997,211百万円
繰延税金資産合計	2,331百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△23,237百万円
その他	△1,493百万円
繰延税金負債合計	△24,730百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△ 22,399百万円

当社は、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たりの純資産額	1,708円39銭
1株当たりの当期純利益	232円64銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 澤 季 広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 文 兵 衛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井住友フィナンシャルグループの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上